

身体障害の認定基準について

1 身体障害の種類

視覚障害

聴覚又は平衡機能の障害

音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害

肢体不自由

(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害)

心臓機能障害

じん臓機能障害

呼吸器機能障害

ぼうこう又は直腸の機能障害

小腸機能障害

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

2 障害認定の方法

(1) 障害認定の基本的考え方

- ① 一定の障害が存在するか
- ② 障害が固定・永続しているか
- ③ 日常生活活動の制限があるか

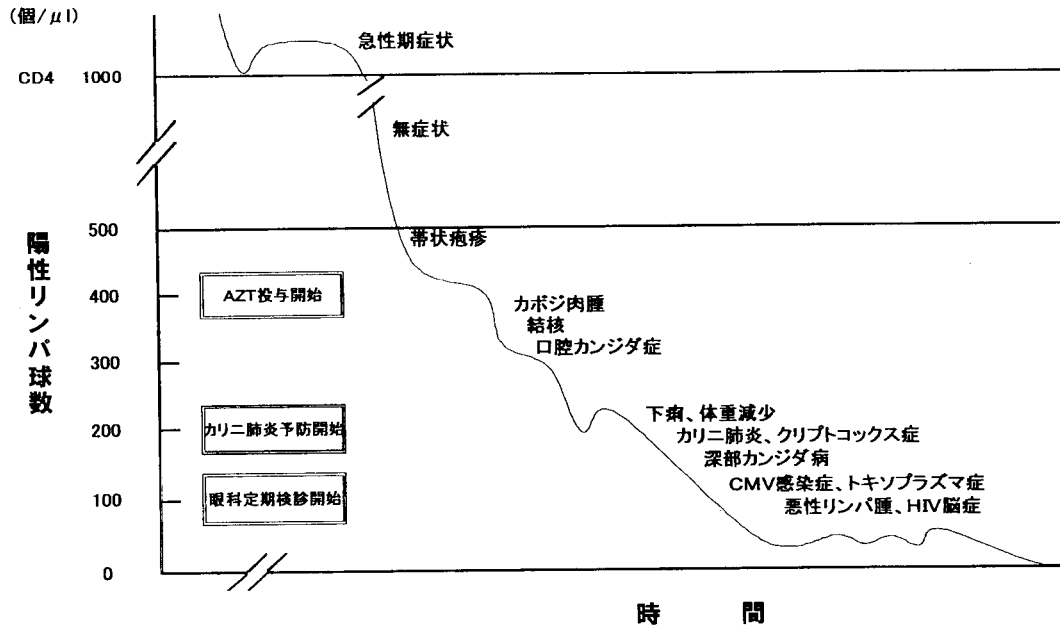
(2) 身体障害の認定の実際

(例1) じん臓機能障害

【認定基準】

- ア 1級 ・じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が8.0mg/dl以上であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか、又は血液浄化を目的とした治療を必要とするもの若しくは極めて近い将来に治療が必要となるもの
- イ 3級 ・じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が10ml/分以上、20ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が5.0mg/dl以上、8.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は次のいずれか2つ以上の所見があるものをいう。
- a じん不全に基づく末梢神経症
 - b じん不全に基づく消化器症状
 - c 水分電解質異常
 - d じん不全に基づく精神異常
 - e エックス線写真所見における骨異栄養症
 - f じん性貧血
 - g 代謝性アシドーシス
 - h 重篤な高血圧症
 - i じん疾患に直接関連するその他の症状
- ウ 4級 ・じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランス値が20ml/分以上、30ml/分未満、又は血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上、5.0mg/dl未満であって、かつ、家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障はないが、それ以上の活動は著しく制限されるか、又は上記のaからiまでのうちいずれか2つ以上の所見のあるものをいう。

(例2) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害



CD4 陽性リンパ球による経過観察法と日和見感染症の予知

CD4 とは・・・免疫機能を司る重要なリンパ球で、HIV ウイルスが好んで感染する受容体をもつ

【認定基準】

13歳以上の者の場合 (13歳未満の者については略)

ア 1級 ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

(ア) CD4 陽性Tリンパ球数が $200/\mu l$ 以下で次の項目 (a~1) のうち6項目以上が認められるもの。

- a 白血球数について $3,000/\mu l$ 未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- b Hb量について男性 $12g/dl$ 未満、女性 $11g/dl$ 未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- c 血小板数について $10万/\mu l$ 未満の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- d ヒト免疫不全ウイルスRNA量について $5,000$ コピー/ ml 以上の状態が4週間以上の間隔をおいた検査において連続して2回以上続く
- e 1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感および易疲労が月に7日以上ある。
- f 健常時に比し10%以上の体重減少がある
- g 月に7日以上 of 不定の発熱 ($38^{\circ}C$ 以上) が2か月以上続く
- h 1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある

- i 1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔吐が月に7日以上ある
- j 口腔内カンジダ症（頻回に繰り返すもの）、赤痢アメーバ症、带状疱疹、単純ヘルペスウイルス感染症（頻回に繰り返すもの）、糞線虫症及び伝染性軟属腫等の日和見感染症の既往がある
- k 生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である
- l 軽作業を超える作業の回避が必要である

(イ) 回復不能なエイズ合併症のため介助なくしては日常生活がほとんど不可能な状態のもの。

イ 2級 ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) CD4陽性Tリンパ球数が $200/\mu l$ 以下で1.アの項目(a~l)のうち3項目以上が認められるもの。
- (イ) エイズ発症の既往があり、1.アの項目(a~l)のうち3項目以上が認められるもの。
- (ウ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく1.アの項目(a~l)のうちaからdまでの1つを含む6項目以上が認められるもの。

ウ 3級 ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu l$ 以下で、アの項目(a~l)のうちの3項目以上がみとめられるもの。
- (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なくアの項目(a~l)のうちaからdまでの1つを含む4項目以上が認められるもの。

エ 4級 ヒト免疫不全ウイルスに感染していて、次のいずれかに該当するもの。

- (ア) CD4陽性Tリンパ球数が $500/\mu l$ 以下でアの項目項目(a~l)のうち1項目以上が認められるもの。
- (イ) CD4陽性Tリンパ球数に関係なく、アの項目項目(a~l)のうちaからdまでの1項目を含む2項目以上が認められるもの。

肝機能障害に関する論点整理 (案)

1. 一定の障害が存在するか

- ①どの程度の状態を「一定の障害」と捉えるのか。
- ②医学的に肝機能の評価する方法がいくつかあるが、どのようなものを指標とするのが適当か。

<検査値、身体所見>

- a ビリルビン値
- b プロトロンビン時間
- c アルブミン値
- d 腹水
- e 肝性脳症
- f 浮腫
- g 黄疸
- h 手掌紅斑
- i クモ状血管腫
- j 足がつりやすくなる
- k 重症度分類 (Child-Pugh 分類) (a~e の組み合わせ)
等
- 急性期のマーカー (AST、ALT 等) は適さない。

<自覚症状>

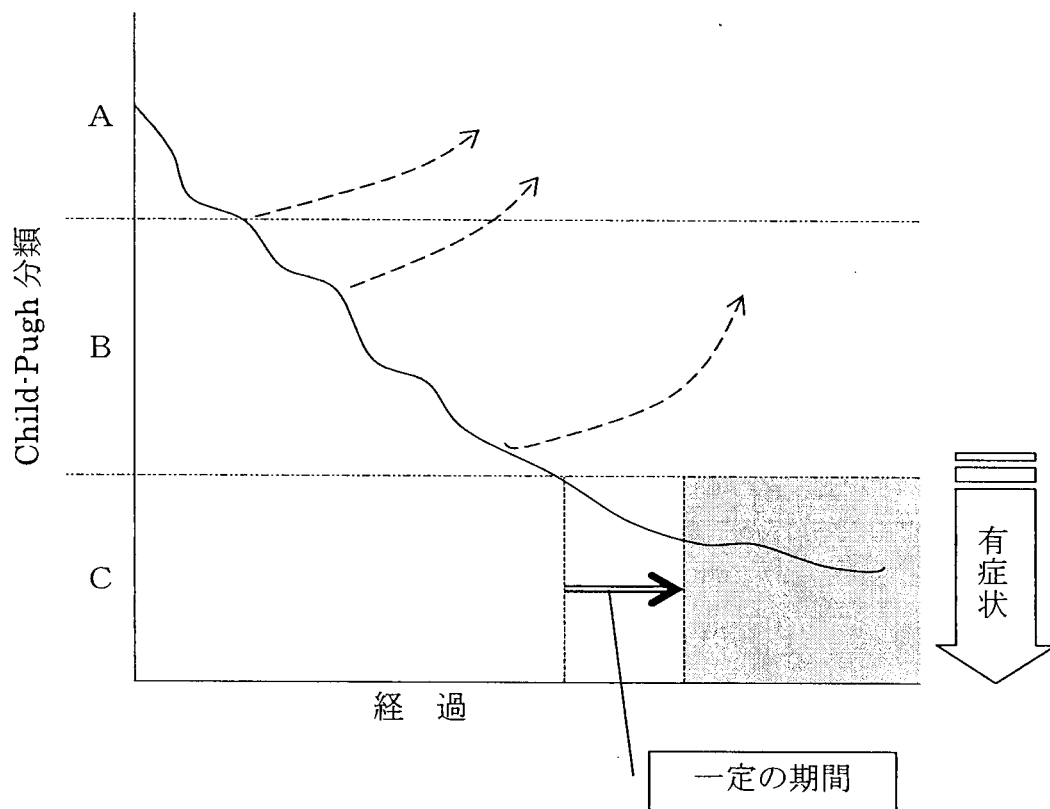
- a 不眠
- b 倦怠感、易疲労感
等

Child-Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 (I~II)	昏睡 (III 度以上)
腹水	なし	軽度	中等度以上
血清アルブミン (g/dl)	>3.5	2.8-3.5	2.8<
PT (プロトロンビン) 時間 (%)	>70%	40-70%	40%<
総ビリルビン値 (mg/dl)	<2	2.0-3.0	3<
グレード A: 5~6 点	グレード B: 7~9 点	グレード C: 10~15 点	

2. 障害が、固定あるいは永続しているといえるか。

重症の肝機能不全が、治療による回復が困難と考えられるレベルに達し、一定程度症状が継続した場合、身体障害の認定の際に考慮する「永続・固定」と位置づけることが可能と言えるのではないか。



3. どのような日常生活活動の制限があるか

肝機能障害による日常生活活動とはどのようなものか

◇ヒアリングにおいて示された日常生活活動制限の例

<身体所見・自覚症状>

- a 足がつりやすくなる
- b 出血傾向
- c 腹水
- d 肝性脳症
- e 易疲労性、寝たきり

<治療や健康管理による制限>

- a 健康管理（運動、食事、感染症予防等）
- b 安静

<日常生活における制限>

- a 介助の必要性